

## 第2期愛知県障害福祉計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

障害者自立支援法（平成18年4月施行）では、都道府県は、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めることになっている。

本計画は、平成19年3月に策定した第1期計画（計画期間：H18～20年度）の後継計画（計画期間：H21～23年度）であり、第1期の評価の上に必要な見直しを行ったものである。

### 2 計画の基本的考え方

#### (1) 計画の基本理念

##### 「自立と自己実現を支える福祉」

ノーマライゼーションの理念のもと、地域に住む人々が障害の有無、障害種別や年齢にかかわらず、互いにふれあい、支え合い、安心して暮らすことができる自立と共生の地域社会づくりをめざす。

#### (2) 第2期計画の基本的考え方

第1期計画で示した次の5つの考え方や必要な障害福祉サービス・相談支援等の数値目標を踏襲し、地域において、適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組む。

- 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- 希望する人に日中活動系サービスを受けられるようにします
- グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します
- 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

#### (3) 障害福祉圏域の現状とサービス見込量 【第2期計画新規項目】

第2期計画では、各障害福祉圏域の基盤整備に資するため、各圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）について一章を設け記載する。

### 3 地域生活移行についての数値目標の設定と対応

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

長期の入所が常態化している入所施設から地域生活への移行を次のとおり推進する。

項 目		身体障害者施設	知的障害者施設	合 計
平成17年10月1日現在の施設入所者数(A)		1,497人	2,888人	4,385人
目 標 値 (1期と同じ)	平成23年度末における施設入所者数(B)	1,350人	2,730人	4,080人
	削減数(A-B)	147人 (9.8%)	158人 (5.5%)	305人 (7.0%)
	地域生活移行者数	180人 (12.0%)	460人 (15.9%)	640人 (15.0%)
実績	同移行者数(平成18・19年度累計)	40人	135人	175人

### 【目標達成に向けての主な取組】

- 施設における生活訓練の実施及び地域移行にかかるコーディネート機能の充実
- 地域生活体験事業の実施（事業への助成など）
- 住まいの場の確保（グループホーム・ケアホーム整備及び運営費への助成など）
- 日中活動の場の確保（旧体系施設などの新体系サービスへの移行促進）
- 地域における理解の促進（NPO法人等との協働による啓発活動）
- 地域生活の相談支援（相談支援に関するアドバイザーの県及び圏域への配置など）

### (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

社会的入院を余儀なくされている精神障害者の退院促進を進める。

平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能精神障害者数		1,000 人
目標値（1 期と同じ）	平成 23 年度末までの退院者数	835 人
実 績	平成 19 年度の退院者数	280 人

### 【目標達成に向けての主な取組】

- 精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施（地域移行推進員等による退院や地域定着に向けた支援）
- 地域における理解の促進（NPO法人等との協働による啓発活動）
- 地域生活の基盤づくり（グループホーム・ケアホーム整備及び運営費への助成、小規模作業所の地域活動支援センターへの移行推進など）

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労への移行を推進する。

平成 17 年度一般就労移行者数		118 人
目標値（1 期と同じ）	平成 23 年度における年間一般就労移行者数	480 人 (17 年度実績の 4 倍)
実 績	平成 19 年度の一般就労移行者数	169 人

### 【目標達成に向けての主な取組】

- 関係機関の連携強化（愛知労働局など労働関係機関との連携強化）
- 就労移行支援事業者の確保
- 福祉施設等の職員の理解向上（就労支援に関する知識・ノウハウの向上）
- 障害のある人及び家族が抱く一般就労に対する不安の解消
- 一般就労に向けた施設の取組に対する支援（通所施設における授産指導や職場定着支援などの取組促進）
- 職業能力開発支援（委託訓練の充実など）
- 企業等に対する働きかけ・支援
- 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等（工賃倍増 5 か年計画の推進）

- 小規模作業所の活用（新体系サービスへの移行を推進）
- 労働関係機関の就労支援策の活用（トライアル雇用・ジョブコーチの活用、障害者就業・生活支援センターの拡充など）

#### 4 障害福祉サービスの見込量と確保策

第1期計画の評価と旧体系の福祉施設の新体系サービスへの移行状況を基に、平成21年度から平成23年度までの各年度における、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の実施に関する考え方、サービス見込量、その確保策について記載する。

サービス見込量については、原則県全体及び圏域（11 障害福祉圏域）別に記載する。

##### 【県全体のサービス見込量：1月あたり】

サービス種別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	見込量	実人員	見込量	実人員	見込量	実人員	
訪問系サービス	238,175時間	7,118人	259,696時間	7,869人	279,287時間	8,621人	
日中活動系	生活介護	101,463人日	5,314人	128,044人日	6,567人	182,069人日	9,196人
	自立訓練(機能訓練)	1,613人日	91人	1,946人日	107人	2,421人日	134人
	自立訓練(生活訓練)	2,310人日	118人	3,318人日	167人	5,509人日	295人
	就労移行支援	15,863人日	802人	18,615人日	938人	23,194人日	1,176人
	就労継続支援(A型)	6,183人日	314人	8,198人日	399人	11,859人日	582人
	就労継続支援(B型)	44,302人日	2,246人	59,177人日	3,045人	84,444人日	4,322人
	療養介護	65人		69人		74人	
	児童デイサービス	23,252人日	2,616人	25,609人日	2,798人	28,003人日	3,004人
	短期入所	10,719人日	1,776人	11,645人日	1,928人	12,720人日	2,106人
居住系	共同生活援助及び共同生活介護	2,019人		2,408人		2,875人	
	施設入所支援	2,039人		2,618人		3,981人	
相談支援	565人		815人		1,067人		

※市町村障害福祉計画の見込量を積み上げて設定

##### 【主なサービス確保策】

**訪問系**：介護保険事業者に対し、障害のある人を対象とした居宅介護事業への参入を働きかける。

居宅介護の対象を三障害に拡充するよう働きかける。 など

**日中活動系**：NPOなど多様な事業主体の参入を促進する。

小規模作業所の法人化と新体系サービスへの移行を進める。

短期入所について、入所施設の空床利用などを促進する。 など

**居住系**：共同生活援助と共同生活介護の整備費や運営費に対し助成を行う。 など

#### 5 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成21年度から平成23年度までの各年度末における、本県障害者支援施設の必要入所定員総数を次のとおりとする。

必要入所定員総数は、旧体系の施設と新体系の施設入所支援の入所者数を合算したもので、算定に当たっては、施設入所者の地域生活への移行数や施設入所者数の削減等を勘案したものとしています。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
4,498 人	4,443 人	4,360 人

## 6 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置

---

人材の養成やサービスの評価、障害のある人たちの権利擁護など、サービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備するための措置を記載する。

- 1 サービス提供に係る人材の育成
- 2 サービス提供事業者に対する第三者評価
- 3 障害のある人たちの権利擁護

## 7 地域生活支援事業の実施に関する事項

---

地域生活支援事業には、市町村実施事業と県実施事業があるが、ここでは県実施事業の内容、サービス見込量について記載する。

- 1 専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター運営事業、高次脳機能障害支援普及事業、障害児等療育支援事業）
- 2 広域的な支援事業（相談支援体制整備事業）
- 3 その他の事業（サービス管理責任者研修など人材育成事業、福祉ホーム事業、身体障害者補助犬育成事業、障害者社会参加促進事業など）

## 8 障害福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン) 【第2期計画新規記載】

---

市町村と協働してサービス基盤整備を進めるため、各障害福祉圏域（11 圏域）ごとのサービス見込量と基盤整備量を記載し、新たに設置する圏域会議において、サービス利用実績や基盤整備状況の検証や今後の方策などの検討を行う。

- 1 圏域単位での地域特性及び課題（人口、障害者数、圏域内サービス充足率、各サービスの現状と課題）
- 2 平成 23 年度に不足するサービスの基盤整備（各サービスの確保策）
- 3 各圏域の現状とサービス見込量（サービス量、利用人員、事業所数）